

○議長（小林哲雄）

次にまいります。

8 番、山田貴弘議員、どうぞ。

○8 番（山田貴弘）

皆様、こんにちは。8 番議員、山田貴弘です。

先に通告いたしました1 項目の「町民が優先して利用できる利便性のある公共施設を」について、質問させていただきます。

平成27 年度第1 回開成町議会定例会3 月会議で審議される会計予算における税収全体は、前年度当初予算額に比べ若干増額となる見込みですが、国の景気対策に伴う税制改正による町税収入への影響があるものと予想され、財源の確保が厳しい状況が見込まれている中での予算編成において、経常的な経費について、前年度事業を原則として消費税分を除き5 %削減してくださいとのことでした。そのことを踏まえ、開成町民に対しての行政サービスとは何かという観点に立ち質問していきたいと思います。

それでは、多様化する町民ニーズを的確に把握し、町民サービスの向上を図るため、町民が利用しやすく町民に親しまれる施設環境及び施設運営管理が望まれております。各種公共施設では、町民のふれあいの場、コミュニティーの場、生きがいの創造、学習活動、芸能文化活動、スポーツ及びレクリエーションを通じた町民相互のふれあいと憩いの場、地域連帯感の高揚を図る場等と、さまざまな目的や役割を定めた場所の提供に努めておりますが、開成町に住んでいるからこそ住民が優先され受けられるサービスがあってもいいのではないかと考えるところであり、ついでには、公共施設利用のあり方について、条例及び規則の見直しの検討、並びに施設利用の使用料及び利用料についての価格は民間施設等の価格を踏まえ設定すべきではないかと考えるところであり、ほかの地域の人が利用することを視野に費用対効果等を調査し、財源を図るための価格見直しの検討をされてみては。

以上、登壇での通告質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員のご質問にお答えします。

開成町には、さまざまな公共施設が整備をされ、町民の皆さんの貴重な財産として日々活用をされております。施設利用に関して町民の皆さんが優先して受けられるサービスのことでありますが、現在、各施設の使用料及び減免措置については、それぞれ条例及び施行規則等で定められております。基本使用料については、特に居住要件での格差は設けておりませんが、設置目的に即しているかどうかを基準に使用料減免の対応をしております。

また、西湘地域2 市8 町においては、現在、神奈川県西部広域行政協議会に統合された県西地域広域市町村圏協議会の取り組みとして、平成6 年からスポーツ施設、図書館の相互利用を開始しております。これにより、各施設の利用については居住、非居住の

区分を設けないこととし、お互いの所管するスポーツ施設等が全域にわたって解放され現在に至っております。

町民の生活圏域は、交通網の整備やライフスタイルなどの変化によって町域を超えて広がっております。公共施設の相互利用については、第五次開成町総合計画前期基本計画においても、町民の生活圏域の拡大に対応するため、引き続き関係市町と連携をし公共施設の相互利用を進めますと明確に位置付けをしております。

以上のことから、施設利用に関する居住要件による優先的なサービスの提供は考えておりません。

次に、施設使用料を民間施設の価格を踏まえて設定すべきとのご質問であります、施設使用料の設定に際しては、近隣自治体や民間が運営する同種類施設の使用料の把握に努めております。また、町が設置している同種類施設の使用料との整合性を図り価格設定をしております。一般的に、施設利用の使用料については、類似施設が民間によって提供されているかどうかを見きわめる必要があると考えております。民間によって提供されていない場合は、利用の選択性が低いことから、一定程度税金を投入してサービス水準を維持する必要があります。逆に、民間によって提供されている場合は、利用の選択性が高く、税金を投入することで民業を圧迫し民間の参入機会を狭めてしまう可能性があることから、慎重に対応する必要があると考えております。

最後に、価格の見直しについてであります、施設使用料は利用者に施設利用の対価としてご負担していただいているものであります。施設の維持管理経費の多くは、税金と施設を利用する方からの使用料等によって賄われております。利用者から見れば、無料もしくは安価であればあるほど喜ばしいものではありませんが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、町民全体で負担するということになります。今後、運営方法の変更など、施設を取り巻く状況の変化や社会情勢の変化などにより維持管理経費に変動が生じ、使用料見直しの検討が必要となった場合においても、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を鑑み、受益者負担の原則に基づき利用者に応分の負担をしていただくことが基本であると考えております。

以上であります。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

それでは、再質問していきたいと思えます。

まず最初に、施設というものについては、必ず条例、規則によって目的、使用方法等、あらゆる細かい条文によって構成されて運営・管理がされているのが実情であります。その中で大きなポイントとして自分が見るのは、大体２条の部分に来ることが多いのですが、設置目的というところの部分でちょっとお聞きしたいのですが。

当初、いろいろな施設をつくるについては、ここの施設は何々のものに対して有効に働くように施設をつくりますよとか、そういう目的を求めて施設をつくることがあると思います。そのような中で、財源ですね。例えば、自主財源で建設ができるのであれば、

これは容易に、規制もかからなくて、町の意見、また町民の意見、そういうもので使用目的というのは変更することができると思うのですが、例えば、財源が国とか県の予算が入っていた場合に、当然、これ目的を先に定めて条例規則をつくって運用するために、そこが弊害になって。例えば、スポーツ施設であったところに、他の事業をやろうとしたときに、それはだめですよというものが有り得るのではないかとこのところすごく危惧するところで、目的の部分で今、定まっている部分が、どれだけ制約が出ているのかということをやっと冒頭にお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。

ただいまのお話の中で特に関連するとすれば、いわゆる国庫補助金がついているような施設、代表的なものは学校というものがございます。これは当然、学校の目的として補助金をいただいておりますので、その仕様目的を変更することは難しいということは、これ当然のこととさせていただきます。

それ以外に、もう一点、考えられますのは、いわゆる起債です。借金をしたときに、その建てる建物によって起債の充当率、何%まで借りていいのかということがかかわってまいりますので、その借りたときの目的に応じた起債の充当比率を維持するというところから考えますと、基本的には目的は変更しないということがまず大前提になります。

考えられるのは、いわゆる老朽化に伴う取り壊しですとか、あるいは施設を複合的に建て直すというようなお話があったときに、また条件が変わってくると思いますけれども、基本的には当初の目的は維持されるということで変わらないというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

いろいろな財源構成によって目的は変えない。建て替えるときには変える可能性はあるという答弁をいただいたのですが、今、各町には施設がいろいろとある中で、その目的に縛られて、利用頻度というのですか、利用に制限がかかって使いにくいというような施設というのがあられるのかどうか、また認識されているのかどうか、その点、ちょっと1点、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

個別の施設については、また具体的なお名前を挙げていただいてご質問いただきたいと思いますけれども、全体として、当然、建てるときの目的があつて現在も利用されておりますので、特に目的に不都合が生じている施設はないというふうには全体としては把

握をしているところでございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

ないという部分で、いろいろな条例を見ていく中で気になった条例が一つありました。それは、開成保健センターの部分における条例を細かく見ていくと、これ、当然、名前のごとく保健センターなので、予防だとか保健だとか、そういうものに対して使用されているという施設というのは、名前のごとく、条例にも記載されてわかっております。ここの部分で、例えば、使用料について細かいところに入っていくと、そういう事業に対しての目的に対する使用に対しては無料ですよという、こういう条文があるのですが、その事業以外に使用するときには料金を取っているというのが現状であります。そのような中で、例えば、保健センター、町民センターにあられると思うのですが、町民センターがいっぱい有的时候に、果たして保健センターのほうに誘導されているのかというところに、やはり使い勝手の問題、目的の部分に制約されていて、そこら辺。

要は、ここで言いたいのは、施設全てに対しての稼働率というのですか。やはり目的を決めてしまったばかりに、その目的に応じ使用しなくてはいけないという観念にとらわれ過ぎてしまい、本来であれば、あいている部屋があった場合に、全体として誘導しなくてはいけないのに、あくまで保健センターだという観念の中で物事を行っているために、条例も、もちろん整合性がとれていないというのもあるのですが、やはり稼働率の低下というところをすごく疑問視する部分が見えてくるのです。

そういうところで、現在、施設の稼働率について、町はどのように考えているのか。当然、あいている部屋がなくて目いっぱい使われるのは、これは有効であるので当然とは思いますが、そこら辺の条例を含めた中で整合性というのですか、言っていることと条例で定めていることをマッチするような動きをとっておられているのかどうか、その点、ちょっと１点、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

保健センターのことですので、私のほうからお答えさせていただきます。

保健センター、議員おっしゃるように、健康づくり等、公衆衛生の向上に資するためのセンターということで、国と県の補助をいただいて保健センターという位置付けで建てられた施設でございます。その中で、現在、稼働率というところでは、平日の稼働率は９５％を超えているような状況でございます。ほとんど、そのうちの９割が母子保健事業であつたり介護予防事業、あと、さまざまな健康づくりに関する事業を行っているというような形で、かなり保健センターの稼働率というのは高い状況となっています。

ただ、栄養指導室については、町民センターにもその施設がございませんので、４割程度、全体的に見ると４割程度の稼働率というような形にはなっておりますけれども、健康づくりという目的以外に使用したいという利用申請があつた場合には、その辺の目

的、内容等を踏まえて無料にするか有料にするかというところで判断させていただいて、貸し出すような流れになってございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

今、保健センターを限定した中で質問をしたので、そこら辺の条例の中で気になるところを、では、お聞きしていきたいと思います。

保健センター、条例が定まっておりますが、使用料に対して、先ほど言ったように、健康とか予防に関するものに対しては無料ですよという部分の条文が入れているのですが、それ以外の目的外使用の場合には有料ですよと先ほど言いましたが、ここの部分で、当然、これ減免、免除という言葉、要するに料金を安くする、または払わなくていいですよというのが減免、免除というふうに認識しているところですが、これを見てみると、そこら辺の規定がないという。

全て町長に委ねるというような書き方をしているのですが、そこら辺の部分で、稼働率が先ほど９５％、栄養指導室については４割程度ということが答弁の中で出てきましたが、そこら辺の影響があるような感じがして見えないのです。ほかの条例なんかを見ていると、減免対象は誰ですよとか明確にはされているのですが、保健センターについては、されていないという。あくまで保健センターだから、外部をなるべく入れないようにしているのかなというふうに捉えてしょうがないのですが、そこら辺の規定の部分がなぜないのかというのと。あと、稼働率の部分で、９５％というのは時間で言うとなん時から何時までをもって言っているのか、その数字的な根拠をお示してください。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えします。

保健センターは、あくまでも町民の健康づくりであつたり公衆衛生の向上に資する建物というところで建てられた目的の施設でございますので、基本的には、健康づくりに関して使用したいという場合は極力無料にするというところを基本に考えております。ただ、どうしても、栄養指導室は、ほかの町内の施設にございませんので、健康づくりという目的以外に皆さんの親睦を図るために手づくりのおやつを使ってとか、場合によっては、そういう健康づくりとはちょっと変わった内容で使用したいということで申し出をされる団体等もございますので、その場合は健康づくり以外の目的というような形で有料にさせていただいているというところの考え方をしてございます。

あと、もう一点、稼働率の部分につきましては、母子保健事業等を午後から実施する場合につきましても、午前中から準備をして体重測定をするためのセッティング等、お子さんを受け入れるセッティング等をさせていただいておりますので、基本的に午前中も準備をさせていただくというところも踏まえて、実際、１日単位で稼働率を出させていただきました。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

１日というのは２４時間あると思います。２４時間、施設があいているということはあり得ないのですが、時間が何時から何時までをもって９５％というのを述べているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

職員の勤務体制に合わせてというところで、８時半から５時１５分までというところで捉えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

施行規則の中で使用時間というのを明記されております。これは、使用時間は午前９時から午後９時までとする、ただし月曜日については９時から４時までというふうな使用時間が書かれておるのが現状であります。当然、これ、そういう時間が明記されていれば、その時間の中での稼働率計算をするのが当然ではないのかなと考えるところでもありますので、ぜひ、ここら辺の部分について、ちゃんとした数字をもって。

施設の有効利用というものが基本なので。これ、９５％が７０％になったからどうのこうのというのではなくて、なるべくあいている施設は、ほかで例えば使いたかったのだけれども使えない、そういう場合に誘導して有効に図るということを基本に持って今回の質問に臨んでおりますので。そういう部分で町民の利便性を図るという部分が一番重要だと思いますので、そこら辺の稼働率については、そこに書いてある時間帯をもって計算をすべきだというところで、これはここで助言として言わせていただきたいと思います。

そのような中で、稼働率をどのように上げ、また町民が施設に対して予約をするときに、わかりやすいようなシステムはないのかなという。窓口に行って、「いや、いっぱいですよ」、「この時間は、ないですよ」と一々聞くのではなくて、例えば、最近、社協の取り組みで言えば、ホームページを使って利用予約だとか、そういうものが見えるようなシステムというものが構築されております。本来であれば事前受け付けだとか、そういうものまでできれば一番有効だとは思いますが、現在、その部分は行っていないけれども、施設の空き状況、要するに、そういう状態という部分が見えるような状態になっているのが現状であります。社協以外はそれができていないというところなのですが、そこら辺、今後、ホームページから閲覧できるような形での考えはあるのかどうか。要するに、あくまで町民の利便性を図るための提案なので、そこら辺、ちょっと方向性をお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

ホームページにおいて施設利用の状況照会というようなものを見られるようにするというようなことで、実は、私どもの開成水辺公園の指定管理者におきましては、開成水辺公園単独のホームページを立ち上げるというような中で施設の予約状況が見られるようなサービスを行っています。ただ、そちらのほうのPR不足というようなこともあって、そのような浸透が図られていないというような状況もございます。また、ホームページではございませんけれども、水辺公園におきましては、予約をされる受付のところに3カ月分のパークゴルフ場の団体予約の状況等をボードに書き出して皆様にご周知を差し上げているというようなこともやっておりますので。

ただ、議員ご指摘のとおり、こういう時代というような中で、ホームページ等の活用が幅広く行われているというようなことも確かでございますので、そちらのほうの検討もしていくということは考えていきたいと思っておりますけれども。ただ、今度は、ホームページだけに頼るというようなことであると、高齢者の方を初め予約がとりにくい状況も出てきてしまうというような弊害もあるのかなと思っておりますので、そこについては、スポーツの施設に関しましては、利用者の方が使いやすいようなシステムと、それと予約状況の周知というようなことで並行して進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ただいま、開成水辺スポーツ公園について限定された形で答弁がされました。例えば、今の部分で高齢の方が役場に電話をしてきたとします。「予約をとりたいんですけど」という部分であったときに、恐らく、窓口からすると、「水辺スポーツ公園に電話してください。予約状況が確認できますよ」という振りをするのではないのかなと考えるところであります。例えば、そのこのところで、ホームページで見える状態が各施設であった場合、その窓口で、例えば、パソコンをびびっと出して「ああ、今の状況はこうですね」と、「じゃあ、予約を入れておきます」ということも可能になるのではないのかなというふうな。要は、ネットを見て本人がやるだけではなくて、行政がいろいろな窓口に来られたお客さんを、お客さんというのですか、町民の皆様によりよいサービスを提供するためには、今後、そういうシステム、パソコンから利用状況を全て見られるような部分を構築していかなければいけないと切実に思うところではあります。

今、開成水辺スポーツ公園に限定して答弁があられましたが、全体として、そのようにしたほうが利便性が図れるのではないかなと思っているところなのですが、それに対して答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

山田議員からご提案いただいた部分については、町民目線に立って予約システムを導入するみたいなことは内部でも議論をしてございます。ただ、一遍にそういったものを立ち上げていくという部分については、なかなか施設のごとの判断というものもありますので、今後、そういうことを含めて、できるだけサービスが向上するような形を考えながら対応していきたいと、考えていきたいというふうに思っています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

ぜひ、そこら辺は、まず予約の段階でサービスが徹底されることを期待して、よろしくお願ひしたいと思います。なかなかホームページを構築して連動するというのは難しい部分というのもあるかと思いますが、ぜひ、そこは進めていってもらいたいと思います。

それでは、今回、施設といってもいろいろな施設が町にはあります。実を言いますと、今回、自分が全体を見回したのが、開成水辺スポーツ公園と福祉会館、あしがり郷瀬戸屋敷、あじさい公園舞台棟、開成町保健センター、開成町民センター、南部コミュニティーセンター、各学校施設として、これ条例にすれば８本の条例があります。その中に施行規則という、さらに細分化した規則が７本あります。これ、全て見て整合性を図ってみました。正直言って、大変見づらい、わかりづらいというのが率直な意見でございます。とかく我々議会、また議員という立場で言うと、条例規則というのは見なれている部分がありますので割かし見やすいのですが、町民から見たときに、わかるのかなという部分がすごく出てきて疑問が出ました。

そこをトータルした中でお聞きしたいのですが、現在制定されている条例、今、言った自分が見たのは８本の施行規則７本ですが、行政側から見て、行政はプロだからあれなのですが、町民目線に立ったときに、ここに書いてある言葉というものは、わかりやすく表現されているのか、また条例を見て手続をする人なんていないよと言い切るのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいなという部分があるので、そこら辺、１点、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

条例ということなので私のほうからお答えさせていただきますけれども、施設の設置条例ということに限らず全般的なお話かと思うのですが、基本的に、昨今については、議員がおっしゃるとおり、できるだけわかりやすく表記をするというのが基本的なところでございます。

ただ、条例、いわゆる法律関係になりますけれども、一定のスタイルというものもございますし、もう少し細かく言えば、表現の仕方も、これも一定の法則というかルールというか、そういうものがございますので、確かに、そこからすれば、一般の方が読んだ場合に、なかなかなじみがない言葉も正直言ってあろうかと思ひます。これは、一つ



のルールの中で、そうせざるを得ないという部分があるわけですが。ただ、繰り返しになりますけれども、できるだけわかりやすい表現をするというのが昨今の流れでありますので、できるだけ、新規条例等につきましては、そういった形で行っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

要するに、条例そのものを町民にわかりやすく明記しろという部分も一つはあるのですが、そればかりではなくて、要は、条例もそこまで碎き過ぎてしまったらちょっと重みがないので、やはり、それはまずいと思うので、条例は条例できちんとした設計の仕方がいいのですが、今度は案内を、町民の皆様にもその施設を使用するルールを表現するときに、もう少し親切に表現をつくってあげたほうがいいのではないのかなと感じているところなのですが。そこら辺の町民目線の中で、仕様ですね、ただ何々はしてはいけませんよ、こういう団体は免除・減免ができますよとか、いろいろなルールがあるとは思いますが、そこら辺、町民がわかりやすいような、解釈しやすいようにですよ、そういうものというのは冊子であるのかどうか、各施設に対して、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えしたいと思います。

各施設それぞれには、窓口には一般的に利用案内と呼ばれるものが置いてございます。こちらのほうを見ていただいて疑問点があれば、その場で、その担当する職員とお話をし、利用の方法ですとか、今、お話があったような、こういうことは、していただく困りますよというようなことは、事前にお話をさせていただいているというふうにしているところでございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

その冊子の部分で、わかりやすいようなものを今後、そんなちゃんとした、お金をかけてつくってという部分ではなくて、条例をかみ砕いた一般町民がわかるような言葉に替えた、何というのですか、思弁というのですか、それはちょっと必要ではないのかなという。団体が予約をしたいよという場合に、こういうルールは守ってくださいとか、もうちょっと、条例、規則を定めるわけだから、そこら辺の部分を明記したほうがいいのではないのかなという、そういう冊子的なものを、充実したものをつくったほうがいいのではないのかなというふうに基本的には考えております。

そのような中で、なぜ、そういうふうな方向に自分が思ったのかと言うと、条例、規則を見ていくと、物すごく言葉の中に疑問点が出てくるのです。例えば、開成水辺スポ

ーツ公園では、使用の条件、利用・使用者が守るべき事項というところ、これ一番重要なことだと思います。施設を利用するに対して、利用者がルールにのっとって施設を使っていたかということの中では、変これは重要なところだと思いますが、例えば、飲食をしないというルールの中に、「指定の場所以外で飲食しない」という言葉を使っているところもあれば「定められた場所以外で飲食をしない」。そのほかには、「所定の場所以外で飲食しないこと」と。これ、何が違うのかなというのは、正直言って、見てもちょっとわからないという。

また、「指定」もしくは「定められた」、「所定」と書いてある中で、実際、施設に行ったときに、どこが指定されているの、どこに定められているの、どこが所定の場所なのという。要するに、施設を借りた町民の皆様も、書いてあることはわかるよという、では、どこで、要は守るべき事項を守るようにしていくためにはどうしたらいいかというのが流れ的にできていないのです。条例、規則では縛っていますよ。だから、要するに、行政また管理者が見たときに、これ違反ですよという。要するに、主観で物事を言われているように町民の皆さんは感じてしまうのです。やはり、それは主観でものを言うのではなくて、ちゃんと条例、規則で定められていて、ちゃんと指定され、定められ、所定の場所があるので、そこでルールを守ってやってくださいよというのが本来の流れなのです。それを、一々管理者がそういう人を見つけて注意してと、これは余り気分がよくないと思いますので、そこら辺、方向付け、位置付けというものは、ちゃんと明記していかなくはいけないと思っていますところですが。

例えば、開成水辺スポーツ公園で言えば、規則では火気使用については明記されていません。要するに、火を使う、施設では火を使ってはいけませんよというのがあるのですが、現況、グラウンドだとかそういうところで、例えばスポーツ団体が冬なんかは温かいおみそ汁でもご飯と一緒に食べさせてあげようかというときに、では火気使用をしようかなという、それは制限されているのが現状です。要するに、なぜなのかという疑問がそこから湧いてきて、何のための施設なのだという。要するに、理由があれば、みんな町民の皆さんは納得するのです。これはやってはいけませんよとか、こういう理由があるから制限されているのだねということを理解するので。そこら辺が、やっていることと言っていることが違うし、また町民にわかりにくいというのが現状であります。ここら辺、町民から苦情が出ないようにするには、どのように行政としてやっていくのか、表現をまたしていくのかという部分、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

行政の組織が縦割りというふうに非難をされる可能性もあるのでしょうかけれども、議員もご存じのとおり、先ほど議員もおっしゃられた開成町のさまざまな施設があるわけですが、そのさまざまな施設は、束ねてご質問をされていますけれども、それぞれの管轄する課、部署が管理等を行っていますので、お答えもそれぞれやっていくと相当時間がかかってしまうので、私のほうから。

一般論に近くなってしまうのですけれども、総じたお答えということでご理解いただきたいと思いますが、基本的に、そういった禁止事項等は、やはり施設の目的等がございまして、使う方の安全であるとか、集団というか、いろいろな方が利用するわけですから、一定のルールというものを定めておかないと、何をやってもいいんだよという形になってしまえば公共の秩序みたいなものが保てなくなりますので、そういった観点から、それぞれいろいろルールが定まっているものと考えてございます。

それと、確かに、現実問題を考えれば、おっしゃったとおり、条例ではる禁止事項等を書いてございますけれども、確かに、私も、こういう職であっても、外に行ったときに、その施設を利用するときに恐らく条例は見えていないです。よその県とかへ行ったときにですね。やはり、その場に行って、ああ、こういうことをしてはいけない、ああいうことをしてはいけないというものがパンフレット等であって、そこでやっていると。ですから、先ほど議員がおっしゃられた、そういった平易な言葉等でわかりやすく案内するというのは、これはごもっともなことだと思います。条例が書いてあるから、それを見ればいいじゃないかなんていう、そういう職員とかそこで働いている方もいないとは思いますが、基本的には、そういったパンフレットのほうで周知するのが一番かなと。

あとは、一々言うて回るのは気分が悪いのではないかとかというのは、それは一つの接遇的な部分の話もございまして、各施設の管理をしている、民間に委託している部分もありますけれども、そのところはやはり丁寧に、これこれこういうルールになっているので気をつけていただきたいとか、そのところはきちんとしていきたいなというふうに思いますので、ちょっとお答えになったかどうか、あれですけれども、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

確認なのですが、先ほど言っていた飲食の部分で、「指定」という言葉が一つ使われて、「定められた」という言葉が使われて、「所定」という言葉が使われているという。この三つの違いは何かというので答弁をもらってはおりませんが、これは、要するに、縦割りだからこういう使い方をしているのだというふうに解釈すればよろしいのですか。そこを確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

条例の話に何だか移っているような形になりましたけれども、基本的には、確かに同じ言葉で表記するのが最適かと思いますが、当然、先ほど申しましたとおり、条例というのは一定のスタイルがありまして、また、つくった時期も違うわけです。同じ時期に全部、そろえていけばいいのですが。そのルールというのも、先ほど申し上げましたとおり、昨今ではわかりやすく表記しろよという国の部分もございまして変わっ

てきてございます。とにかく、時代によって多少変化があると。そういった中で不統一な表現もあろうかと思いますが、基本的には、指定された場所ですとか、どこどこ云々というのは、恐らく規則で受けて規則の中で明記するなり、さらに、もっと下の要綱ですとか運営要領ですとか、そういったもので、その都度、ここの場所、あの場所というふうに指定してあると思いますので、そこは条例改正等があったときには統一するような表現に気をつけていきたいと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

条例改正があった場合に整合性をとっていくという答弁をいただきました。基本は、町民の方がそれを見たことによって戸惑ってはいけないというのが基本なのです。言われた人はやはりいい思いはしないので、そこら辺の文言を統一した中で、施設に関しては、ある程度、統一できるものは改正をしていったほうがいいのかと思います。ほかの部分でも指摘というか、疑問になるところが多々あります。

例えば、開成町民センターの利用申し込みの中でちょっとお聞きしたいのは、利用申し込みをするに当たっては、条例では「承認」という言葉を使っているのが、規則では「使用許可申請をとってください」というふうになっているのですが、「許可」なのか「承認」なのか、これがわからないのです。施設によって「許可をとってください」、「承認してください」という、そこら辺も町民にとってはわからない。「許可」と「承認」の違いは何なのかという。要するに、何か言葉的には「許可」のほうが重いですよ。実際、重いのだとは思いますが、そこら辺、町民から見て整合性がすごくとれていない部分で惑う部分があるので、そこら辺なんかも含めた中で、やはり、ここで。

いつかやらなくてはいけないと思います、これは。統一をとれた中で条例改正、施行規則の改正をしなくてはいけないと思っているところですが、そこら辺の部分。今、細かい部分、「承認」と「許可」の違いは何なのだということを聞きましたが、それを含めた中で、できれば全体の中で改正をしていただきたいという気持ちが自分の中であるのですが、その点、２点、答弁をいただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

なかなか難しい問題だと思いますけれども、言われる部分は十分ご理解できるのかなと思います。公の施設を管理する立場からすれば、公というふうな部分は利用者の方に一定のルールを守っていただきたいということも当然あるわけですから。議員が言われるように、例えば、それをもう少しオープンにして、発展的な利活用を促したほうがいいのではないかなというふうなご提案も意味としてはあるのかなと思うのですが、発展的な利用というふうな善意で捉えられる部分と、悪意利用ですとか、そういった方がいては困るのですけれども、そういった管理部分での一定のレベルをどういうふうに定めていくのかという判断は、なかなか微妙で難しいところがあるのかなと思っています。

す。

それぞれの施設の、つくったときには、ご指摘いただいているように、先ほど部長のほうから説明したとおり、ある時代の中で、そういう社会常識そのものも変化しているということもあろうかと思います。その昔、施設を整備したときには、役場のほうも、例えば、福祉関連の施設であれば、課にあるそういう類似施設等を利用の制限というか、規則なりを参考にしながら定めたというふうな。ほかの利用についても、体育施設であれば体育施設関係のものを参考にしながら、他市町の参考にしながら定めた、そういうふうなつくり方の中でそういう違和感が出てきているというのは、実際としてはあるのかなと思います。

当然、ご指摘いただいているように、町民にとってわかりやすい、使う場合にわかりやすい表現なりを今後、統一的に整理をしていくことを検討はしていきたいと思います。当然、利用規程ですとか使用規程の場合には、文字面の中では、規則みたいな部分についてはなかなか理解する上では小難しい表現を使っているようなところもありますけれども、例えば、公園なりは、設置をする際には利用者のルールですとか、そういった看板を設置して、公園内で何々をしないようにみたいな、わかりやすい子ども目線で表現をしているようなところもありますので、そういったものを少し。統一的な部分で町民の方にわかりやすい、理解しやすい、そういったものを少しまとめて検討していきたいと思っています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ありがとうございました。検討していくというところで、内容については聞くのはこれまでにしたいと思うのですが、条例を見ていて気になる場所があって、聞きたいな、これ、どうしてもという。行って聞けばいいのですが、例えば、各学校施設についてお聞きしたいのですが、グラウンド等を使用するときに、冬場なんかは夜間照明を使うと思います。これ12月1日から翌年3月31日までは使用できないというふうになっているのですが、なぜなのかなというのが疑問が出てきて。できれば冬場でも開放すればいいのではないのかなと思うところなのですが、そこら辺、なぜ、ここら辺、規制を入れてきたのかという。ちょっと細かいことになってしまいますが、結構、聞かれる場合があるのです。それで答えられなかったというところもあったので、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

これは議論をした部分なのですが、一つは、やはり寒さの部分と健康管理の部分ということが一番大きいかなと思います。ですから、暖房施設もない、そういう健康安全に、スポーツをした後、自分をフォローする、そういうところがないというのが一つ。それから、もう一つは、やはり寒さが厳しいために霜柱が立ってぐちゃぐちゃにな

ってしまうということのために、塩カルをまいたりするのですけれども。このところ若干、霜柱が少なくなっていて使えるのではないかとということも、今、内部としては検討しているのですが、この3月あたりになってくると使えるのかなということがありますので、気象条件等を考慮しながら、その辺は変えていく必要があるかなと思いますけれども、つくった当時はそういう理由です。安全性の問題です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

教育長の今の答弁では、つくった当時の流れが今も来ているということで、改正の時期に、見直すですね、時期に、もう来ているという答弁をいただいたことですが、あと1点。運動場については、照明料を取るじゃないですか。これ、室内の体育館、何か似たような感じなのですが、そこは取らないのですよね。そこら辺の考え方というのが。要は、例えば、サッカーとか野球という、あとテニスですね、それは夜間照明代を取られるのに、何で体育館でやるスポーツは取られないのだと、だったら両方サービスしてくれよというような話も町民の皆さんから聞くところではありますが、そこら辺の位置付けというものをどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

確かに、考える時期かなと思っていますけれども、一つは、やはり学校施設であるということから、学校が基本的に使う施設であるという考え方で以前はつくってあって。南小学校については開放ゾーンがあって、当時、本来は積算電力計も別にするとか、いろいろなことも考えられるとは思いますが、今後、やはり受益者負担。先ほどの答弁にもありましたけれども、受益者負担ということを考えると、それ相応の負担をしてもらうという方向を今後検討していくということはやぶさかではないと思います。また、そうしていくべきかなと思います。

ナイターの部分については、ある程度、電力料が高いという、そういう部分から学校負担の部分を受業者負担にってもらうという形でしましたけれども、体育館についても最近では電力が高くなりましたので、そういう意味では並列に考えるべきかなということで、一つの課題としてお受けしたいというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

受益者負担、受益者負担という部分、町長答弁もあつた部分で、当然、これ使っている人と使っていない人の差というものは設けるべきだということではわからないのですが、そこら辺の焦点の部分で議論をもうちょっとしなくてはいけないのではないかなというところに、今、立場的には思っております。町民の方が使用するの、これ財源の問題もあるのですが、基本的に無料というのが自分のスタンスです。仮に料

を課すのであれば、開成町に住んでいるから、当然、税金を払っているの、使うときにはサービスを極力無料に持っていく形で使用をしてもらうというのが基本ですが、最近、先ほど町長答弁であったのは、神奈川県西部広域行政協議会の中で、2市8町ですね、スポーツ施設だとか図書館など各施設を相互に利用するという。

これ、町民にとってもメリットはあるので、これはだめだよというふうには否定はしませんが、やはり大いに相手のある施設も利用しながら、また、当然、うちでない施設も利用できる場合があると思いますので、そこら辺は大いにやっていかななくてはいけないのですが、そこら辺、広報の部分になると思うのですが、どこの施設が連携をとった中で有効に使えるのかという部分。夏の時期には、たしか配付されていると思うのですが、やはり一元的に町民からすると見えないという部分があって、何のために我々の税金が使われて施設整備等がされているのかという部分に疑念が出てきてしまい、町民であることのメリットというのが見えにくくなっている状況があるのではないのかという。だったら、町民は無料という部分でという色を出してもいいのではないのかという部分があるのですが。

例えば、開成水辺スポーツ公園、これは、財源構成の中で、あれを維持していくのに、どこからお金が入ってきて、どこからお金が出ているのかというものを1点聞きたいと思います。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、山田議員の質問にお答えします。

水辺スポーツ公園ということで、年間の維持管理の部分につきましては、基本的には受益者負担である利用料、それと町からの一般財源を投入して維持管理、指定管理料を支払っているというような形になります。一番大きな支出としては指定管理料になりますが、それ以外にも町が若干、一般会計の中で出しているものもあります。多くはパークゴルフ場の利用料がかなりのウェートを占めているという形になります。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

まさしく、先ほど言った受益者負担。本来であれば、受益者負担の中で利用料が一番賄えられれば、これは申し分ないというのが現状だと思います。しかし、開成町の税金が投入されているのが現状であります。本来であれば、県があそこの施設については注目しているという部分があるのであれば、そこの部分、財源を捻出してもらう。要するに、町だけではなくて、広域も視野に入れた中で取り組んでいるのだよというのをもう少しアピールした中で、宣伝するだけではなくて財源も持ってきて維持管理をしていかないと、我々町民の税金が投入されていて利便性がないとなった場合。

予約なんかでいえば、例えば、自治会さんなんかだと6カ月前に予約ができるという。他のところは3カ月前といった差別化は図っているのですが、そこの部分で。ほかへ行

って、そこで遊んでいるじゃないかと言われれば、それまでになるとは思いますが、表現の仕方、やはり片方の発信ばかり見ていると苦情にもなるし、それは、広域で考えるのであれば広域の中でやっていく。そうすると、県も取り込んだ中で財源確保というのが今後課題になると思いますので、基本は受益者負担というのが、そこで徴収した費用で維持管理ができるというのが一番理想ですが、それができないのであれば、そこら辺の交渉というのはしていかなければいけないと思うのですが、そこら辺、どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。

ただいまのご発言は、維持管理の部分で県等からの助成をとということですが、維持管理というのは施設を所有しているところが責任を持つてするという大前提がございます。可能性としてあれば、例えば、新たな施設を設ける場合、水辺スポーツ公園に何がしかの新たなそういう取り組みをするというときに、そういった県の取り組みと、もしマッチングするところがあれば、当然、手を挙げさせていただいて、初期投資の部分での補助をいただくということは十分考慮できると思いますけれども、通常の維持管理経費に関して県の助成を受けるということは、かなり難しいのではないのかなと考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

難しいのはわかって言っているのですが、広域性がある部分については、そこら辺、県の役割という部分をもうちょっと、要するに、我々、町からも、もっと言うべきであり、お荷物であるものを町に移管しちゃえなんて、そっちでやれなんていうのも、これもちょっと本末転倒だと思いますので、県と一緒に県民目線も入れながら、また町民目線という中で、よりよい環境づくりというものをやっていかななくてはいけないのではないのかなというふうに思います。

それには、一番肝心なのは財源だと思うのです。財源が確保できないと、必然的に、その部分というのは手が入らない。手が入らないということは荒れていく。ということは、そういうところに誰も行かないという悪循環に陥っていくので、その部分では、財源確保というのはいろいろな方向性があると思います。今、水辺スポーツ公園の一例をとって言ったのですが、ほかにも、そういう広域の観点から、もうちょっと財源を持ってきてよというようなところはあります。ただ、今日の質問の中で、それまでいくと時間がないので、そこまでは掘り下げないのですが、やはり基本である開成町民、町民の施設、要するに、町民のための利便性をもう少し、予約から含めて、もうちょっと町民に有利な方向性で施設運営をしていただきたいというのが基本でありますので、いろいろな課題があるかと思いますが、ぜひ、そういう部分で検討していただきたい



と思うのですが。

あと少々ありますが、答弁がなければ終わりにしますけれども。

○議長（小林哲雄）

町長。簡潔にお願いします。

○町長（府川裕一）

山田議員といろいろ議論しても、多分、合わない部分があるのかなという答弁になりますけれども、今、2市8町の広域の中で、例えば、開成町の町民の皆さんが南のプールを使うにも南の市民と同じ料金でできる、小田原の中の例えばテニスコートを使うときに小田原の市民と開成町民と同じ料金でできる、これが今、広域の中で進めている話であって、開成町民だけを無料にするというわけには、なかなか、広域連携の中で難しい話です。

水辺スポーツ公園の中で、収入源としてパークゴルフをやられる方が9万人。この利用者が増えれば増えるほど、自主財源が増えるということになると私は思います。それを無料にした場合は、これは町の税金で1,000万から2,000万のお金を投入しなければ水辺スポーツ公園の管理運営はできないと思いますので、やはり少しの負担の中で最大のサービスができるように持っていきながら、利用者負担をいただきながら運営していくというのがすごく大事だと思いますので、町民だから無料でいいということでは私はないのかなと考えております。

広域の中で、開成町の町民の皆さんがほかの施設へ行っても、その市・町の皆さんと同じように利用ができるというのが広域連携の重要なことでもありますので、この辺は、さらに、どこに行っても町民の皆さんが利用できる連携強化は進めていきたいと考えていますので。そういう部分において、山田議員との議論は少しかみ合わない部分があるかもしれませんが、町長としては、そのように考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

最後になりますが、今、水辺スポーツ公園のことに対して答弁があられたと思います。これ、条例の2条の設置に文言が書いてあるのですが、町民相互、町民の心身の健全なという、要するに「町民」という言葉が出ていますので、そこで設置されているというものを、もう一回、条文を見た中で。大きな考え方を持つのも大事だと思います。いろいろな施設の中で利用できるというのは、町民のメリットにもなるので、ぜひ、それも進める反面、町民のメリット、これは別に、その部分でただにしろと言っているわけではなくて、例えば1年に1回、チケットを出してあげるよとか、そういう施策なんか今後考えられるのではないのかなと思ったところで質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小林哲雄）

暫時休憩といたします。再開を11時10分といたします。

午前10時52分